熊本県　八代市　菊池市　阿蘇市
下益城　美里町
菊池　大津町
阿蘇　小国町　高森町
上益城　山都町
葦北　芦北町
球磨　多良木町　水上村　相良村　五木村　山江村　球磨村
大分県　中津市　日田市　竹田市　宇佐市　豊後大野市　国東市
玖珠　玖珠町
宮崎県　宮崎市　延岡市　日南市　小林市　日向市　串間市　西都市
児湯　西米良村
東臼杵　美郷町
鹿児島県　南さつま市　志布志市　奄美市　姶良市
肝属　肝付町
大島　宇検村　瀬戸内町

備考　この告示に掲げる区域は、平成二十四年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第五百八十二号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、平成二十四年三月十四日農林水産省告示第六百八十五号（平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日　農林水産大臣　林　芳正

「福島県　郡山市　いわき市　伊達市※」を「福島県　郡山市　いわき市　南相馬市　伊達市※」に改める。

○農林水産省告示第五百八十三号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十四年に発生した農林水産業共同利用施設についての激甚災害に係る同条第一項第一号の区域を次のように告示する。

平成二十五年三月十五日　農林水産大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
熊本県	阿蘇市	菊池市　阿蘇市　産山村

備考　この告示に掲げる区域は、平成二十四年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字小田字城内一一〇三の一、字麓一一五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城内一一〇三の一・字麓一一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城字竹ノ平七八五の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ平七八五の七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字山中二九三三の五（次の図に示す部分に限る。）、二九三三の三、二九三六の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山中二九三六の一二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山田町中霧島字源田ケ丸四五〇一の七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）